

## 指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名：株式会社ユアテック関東サービス  
住所：埼玉県川口市柳崎1-20-38

2. 指名停止措置期間 自 令和6年3月1日 1ヶ月  
至 令和6年3月31日

### 3. 事実概要

株式会社ユアテック関東サービスの元代表取締役は当時、架空の工事代金を請求させ、外注業者の口座に入金させたとして、令和5年6月28日、会社法違反(特別背任)の容疑で埼玉県警に逮捕された。

### 4. 指名停止措置理由

上記業者の行為は、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」(昭和59年3月29日付け建設省厚第91号。以下「指名停止措置要領」という。)別表第2第15号に該当する。

<指名停止措置要領別表第2第15号>

措置要件	期間
(不正又は不誠実な行為) 15 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から1ヵ月以上9ヵ月以内

#### ○問い合わせ先

国土交通省 国土技術政策総合研究所  
総務部 契約財産管理官 鈴木 一夫  
茨城県つくば市旭1番地 電話029-864-0564